二　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正関係

1　北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、一の1の㈠の(3)の貸付けを受けたときは、当該貸付けに係る貸付金をもって特別債券を引き受けることとした。（附則第一三条第一項関係）

2　特別債券については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこととした。（附則第一三条第三項関係）

三　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正関係

機構は、当分の間、新幹線鉄道の営業の開始によりその営業主体が廃止した路線において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であって、日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、同社に対し、助成金の交付を行うこととした。（附則第一一条第一項第一号関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第六七号）（環境省）

1　題名の改正

法律の題名を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　目的規定及び責務規定の改正

目的規定及び責務規定において、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育を効果的に進める上で協働取組の推進が重要であることを明確化することとした。（第一条及び第四条～第六条関係）

3　定義の追加等

この法律における「環境保全活動」等の定義に「生物多様性の保全」等を追加するとともに、「協働取組」の定義を追加した。（第二条第一項、第三項及び第四項関係）

4　基本理念の改正

基本理念に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえること等を明記することとした。（第三条第一項及び第二項関係）

5　基本方針において定める事項の改正

基本方針に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する事項を定めるとともに、基本方針を定めるに当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する国際的な連携の確保並びに持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組の促進に配慮しなければならないこととした。（第七条第一項～第三項関係）

6　都道府県及び市町村の行動計画

㈠　都道府県及び市町村は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるとともに、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会を組織することができることとした。（第八条第一項及び第八条の二関係）

㈡　学校教育及び社会教育の関係者等は、都道府県又は市町村に対して、行動計画の作成又は変更をすることを提案することができ、当該都道府県又は市町村は、当該提案に基づき行動計画の作成又は変更をするか否かについて、公表するよう努めることとした。（第八条の三関係）

7　学校教育等における環境教育に係る支援等に係る規定の改正

㈠　国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずることとした。（第九条第一項関係）

㈡　国は、学校教育において発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを促進するために必要な措置を講ずることとした。（第九条第二項関係）

㈢　国は、環境教育の教材として活用するとともに、環境への負荷を低減するため、学校施設その他の施設の整備の際に適切な配慮等を促進するよう必要な措置を講ずることとした。（第九条第三項関係）

8　職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育に係る規定の改正

民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、職場において学生の就業体験その他の必要な体験の機会の提供に努めることとした。（第一〇条第三項関係）

9　環境教育等支援団体の指定等

主務大臣は、営利を目的としない民間の団体であって、一定の基準に適合すると認められるものを、環境教育等支援団体として指定することができることとした。（第一〇条の二関係）

10　人材認定等事業の登録対象範囲の追加

人材認定等事業の登録対象範囲に、協働取組の促進に必要な能力を有する者を育成し、又は認定する事業等を追加することとした。（第一一条第一項関係）

11　体験の機会の場の認定等

土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該土地又は建物を多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が一定の要件に適合している旨の都道府県知事等の認定を受けることができることとした。（第二〇条～第二〇条の一〇関係）

12　政策形成への民意の反映等

国及び地方公共団体は、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めることとした。（第二一条の二第一項関係）

13　民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大等

国及び独立行政法人等は、環境の保全に関する公共サービスの実施に当たっては、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、当該民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、協働取組による当該公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に努めることとした。（第二一条の三第一項及び第二項関係）

14　環境保全に係る協定の締結等

㈠　国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができることとした。（第二一条の四第一項関係）

㈡　国は、協定の締結を行った場合には、協定の内容等を公表するとともに、国及び国民、民間団体等は、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表することとした。（第二一条の四第二項及び第三項関係）

15　国民、民間団体等による協定の届出等

国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、都道府県知事等に対し、当該協定を届け出ることができるとともに、当該都道府県知事は、その協定の内容が、環境の保全上の効果を有するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、協定の内容等を公表するよう努めることとした。（第二一条の五関係）

16　経済的価値が付与される仕組みを通じた国民の環境の保全に配慮する行動の促進

国及び地方公共団体は、国民の環境の保全に配慮する行動に対して経済的価値が付与される仕組みの普及を通じて、当該行動を促進するよう努めることとした。（第二二条関係）

17　財政上の措置等の対象の明記

財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる対象として、認定体験の機会の場の提供、環境の保全に資する活動の事業化、環境の保全に関する人材の育成を明記することとした。（第二二条の二第一項関係）

18　優れた環境教育等の取組に対する表彰

主務大臣は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等で、持続可能な社会の構築に関し特に顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができることとした。（第二二条の二第二項関係）